

6. 田良島 哲氏、富坂 賢氏

たらしま・さとし 文化庁文化財部美術学芸課文化財調査官

とみさか・けん 文化庁文化財部美術学芸課文化財調査官

日時 : 2001年8月30日

出席者 : 伊藤隆 季武嘉也 有馬学 伊藤光一 梶田明宏 小池聖一 奥健太郎

土田宏成 小宮一夫 清水唯一郎 千葉功 武田知己 大久保文彦

東中野多聞 鹿島晶子 高山京子 高橋初恵

梶田 本日は、文化庁の田良島さんに報告をお願いすることになりました。じつは私のほうからお願いしたというよりも、田良島さんのほうから話がありまして、文化庁のほうでいろいろ文化財を指定しているわけですが、近代文書についてこれからやっていくなかで、どうもいままでの文化財のような考え方ではいかないんじゃないか、というようなことを文化庁のほうでも考えているというお話がありまして、できるだけ近代の研究者の方に意見を伺いたいという、何かそういう機会はないだろうかというお話がありました。だったらこの研究会で報告をする形でやっていただいたらどうかという形で、本日のような話になりました。ということで、よろしく願いいたします。

田良島 いまご紹介いただきました、田良島でございます。よろしく願いいたします。今日はこういう場でご報告させていただけることになりまして、感謝しております。ありがとうございます。

私は現在、文化庁文化財部美術学芸課というところで、主に有形の動産の文化財——つまり可搬性のあるものですが——についての保護の実務的な担当者をしております。最近というか、ここ数年のことでございますけれども、特に近代の歴史史料の保護ということが主要な仕事のひとつになっております。これから仕事を進めていく上で、いままで文化財保護行政として経験したことのない分野でございますので、できるだけ幅広いご意見、現状というのを把握した上で進めていきたいというふうに考えております。そういう意味で、今日はお邪魔をしたような次第でございます。

私自身はじつは、歴史研究者の端くれでございますが、もともとの専攻は中世史でございます。近代史の機微というのは疎いほうです。今日は、同僚で近代史を担当しております富坂賢が同席をしておりますので、近代史プロパーの問題については彼のほうから、彼はもともと関西がフィールドですので、意見なりを出してもらおうということにさせていただきます。

早速、お話を進めさせていただきます。画面が出ておりますが、基本的にレジメとほぼ同じものですので、どちらをご覧いただいてもけっこうでございます。お話ししますのは、

いちおう3つに分かれておりまして、まず文化財保護というものが現状どういうふうになされているかという点。それから第2に、現在少しずつ変化をしつつあります文化財保護行政と、そのなかで近代の歴史史料というものがどういう位置づけになっているかという点。そしてさらに3番目としまして、それではこれからどういう課題があるかという点でございます。

事前に2つの科研の報告書をいただきまして、大変に幅広い議論がなされていることに驚きましたけれども、私の今日の報告というのは、あまり具体的に「この史料がここにある」とか「あそこにある」というお話であるよりは、現状としてこういう保護の仕方があるということが中心になるかと思いますが、その点はご了承いただきたいと思います。できるだけ具体的な、国宝とか重文とかいうと展覧会でご覧になったり、あるいはテレビや新聞でご覧になる機会が多いでしょうが、あまりその舞台裏というのはお知りになる機会はないかと思いますが、そのへんを含めまして、少しご説明をしていきたいというふうに思っています。

そこで法律でございまして、文化財保護法は昭和25年にできた法律です。直接のきっかけとしましては、よく言われるように、昭和24年1月に法隆寺金堂が火災に遭いまして、当時国宝であった金堂壁画が焼損をするという事件が起こりました。あるいはその翌年に、京都の金閣寺が放火にあって炎上するというような事件もありまして、文化財保護に関して大変懸念が示された時期に立法化されたものです。関連の法令としまして、文化財保護法で定められておりますなかに入ります、地方公共団体が制定をする文化財保護条例、これは文化財保護法のひとつの体系のなかに入っています。それから、平成11年に制定された美術品公開促進法といわれているものがございまして。これは、後でご質問があればお答えをいたしますけれども、文化財保護法の特例法として定められております。

これからレジメに沿ってお話をさせていただきますけれども、こちらの研究会は途中でご質問が出るのが通例のようですので、何か疑問な点がございましたら、いつでもご意見なりご質問をいただければと思います。文化財保護法は前身法がございまして、主要には3つございまして。まず、昭和4年に制定された国宝保存法です。この国宝保存法はさらに前の法律がありまして、これが古社寺保存法でございまして。明治30年(1897年)に施行されておりました、3年ほど前に100周年ということになりました。それとは別の法律で、重要美術品ノ保存ニ関スル法律。これは昭和8年に制定されたものです。それから、土地に関する文化財という意味で、史蹟名勝天然記念物保存法というのが大正8年にできております。現在の文化財保護法は、この3つの法律を廃止しまして一本化をしたものです。世界的に見ましても、いちばん総合的な法律とってよろしいかと思っております。

多少、退屈な話になりますが、そこで文化財というものがどういうふうに定義をされているか。つまり、文化財というのが法律上どういうふうに定義をされるかという問題です。これは第2条で定義をされておまして、そこに書いてあるように、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの、並びに考古資料及びその他学術上価値の高い歴史史料」、これを以下「有形文化財」というと。今日、話題になります歴史史料というのは、その他の学術上価値の

高い歴史史料というのに含まれるんですが、この項はじつはその当初——昭和25年の段階ではございませんでした。これはこれから述べます改正によって付け加えられたものです。

いまの第2条1は、有形文化財に関する定義ですけれども、他の分野の文化財に関してもそれぞれ定義をされています。さらに、この文化財の概念というものは、何度かの改正によりまして、どんどん拡大をされているというふうになります。つまり、法律的な概念としての文化財というものは、だんだんと大きくなっていっているということです。文化財保護法は大きな改正というのがこれまで3回ございました。

ひとつが昭和29年の改正です。この時に、民俗資料というものが有形文化財から分離します。これは当時の社会変化によって、伝統的な民俗というものが失われていくということで、新しくしたと。それから無形文化財。これはたとえば、現在ですと歌舞伎ですとか能楽といった芸能、あるいは伝統的な手工芸の類です。こういったものが制度としてできまして、俗に人間国宝といっている、重要無形文化財保持者という制度ができたのもこの時です。

次の改正は昭和50年に行われておりまして、この時はいちばん大きなものでは伝統的建造物群です。いわゆる町並みの保存が制度化されたのが昭和50年のものです。この時に併せてというか、法律上は極めて小さな改正ですけれども、いま申しました学術上価値の高い歴史史料というものが、第2条のなかに書き加えられるということで、それまでどちらかといえば美術的、芸術的価値の高いというところで枠をはめられていたものに対して、学術上価値の高い歴史史料というものを明らかに法律上に定めたということです。この時に、当時の美術工芸課、いまは美術学芸課となっておりますけれども、歴史史料を担当する部門が設けられまして、現在に至っていると。それとともにもう1つ、昭和50年の改正としては、文化財保存技術、つまり文化財を守るための技術というのもまた文化財であるという考えの下に、たとえば文化財修理のための表具の技術ですとか、仏像修理の技術ですとか、あるいは保存の材料となる紙ですとか、そういった文化財を保存するための技というものを併せて指定をできるという制度もできました。

さらに平成8年の改正、いちばん最近の改正ですけれども、登録有形文化財——これは物の範囲ではなくて、手法の拡大でありますけれども——という制度ができております。これについては後でご説明を申し上げます。現在、私どもが有形文化財を行政的に保護する手法というのは、重要文化財に指定をするというのが手持ちの制度としては、ある意味では唯一の制度であるわけです。

では、重要文化財を指定するということはどういうことかということで、これはいろいろ言い方はあろうと思うんですけれども、大変身も蓋もない言い方をするとしますと、特定の物件を公共財として、つまり公共の福祉にかなう、あるいは公共の利益にかなう物件であるとして、その物件を持っている所有者の財産権を制限することです。公益のために私有財産権を制限するというのが、行政処分としての重要文化財指定の意義であります。

では、具体的にどういう制限が課せられるかというと、これもかなり多岐に渡っており

ますが、大きな制限としては3つ挙げられるかと思います。1つは、現状変更の制限です。通常、私有物というのは、それをどのように扱おうと、普通は誰からも文句を言われたいわけですけれども、重要文化財につきましては、たとえば掛け軸の絵を巻物に変えるというようなことひとつにしましても現状変更になりますので、これは文化庁長官の許可を得ないと行えないという仕組みになっております。よく建物などで、「指定を受けると釘1本打てない」などと時々言われるようなのが、こういうことです。実際はそういうこともないんですけども、原則として現状を変えることは制限をされているということでございます。

第2は、輸出の禁止です。重要文化財は、原則として輸出をすることができません。これは上の現状変更の制限よりも厳しい規定です。例外としまして、たとえば文化交流上の展覧会に出すとかいう事例に限りまして、文化庁長官が許可を出して輸出をすることができるという、これは極めてある意味では厳しい規定でございます。現実には文化財保護法が施行されて50年たちますが、輸出をされた重要文化財というのはございません。そういう意味で、海外に出てしまった重要文化財というのはございません。

第3の制限としまして、国の先買権がございます。これは、重要文化財を有償で譲渡する、つまり誰かに売りたいという場合は、売りたいという旨をまず国に通知をしなければいけないということです。たとえば、AからBへ重要文化財をいくらいくらで売ろうという話があった時には、まずAは国に対して、「Bに対していくらいくらで売りたいのだが」ということで通知をしないとイケません。そうすると国は、その額で買うかどうかということのある期間中に決定をいたします。買うということになれば、それをその額で国が買うということです。買わないということになれば、その売買が成立するということです。これも、所有者の財産の処分ということを制限しています。

これに違反した場合の罰則が規定をされていますけれども、ただし文化財保護法上の罰則というのは、これも戦後50年、適応例がございませんで、文化財保護法違反で罰せられた人は、いまのところ誰もおりません。これはある意味では面白いことなんですけれども、いちばん厳しい罰というのは何かというと、じつは重要文化財を許可なしに輸出した場合です。こちらが「懲役5年から10年若しくは禁固又は100万円以下の罰金」でして、こっちのほうが厳しいわけですね。それに続いて、重文を損壊・き棄又は隠匿をした場合ということが出ています。さらに、無許可で重文の変更をした場合も罰則があります。損壊・き棄・隠匿につきましては、重要文化財の持ち主であっても罰せられるということです。通常、これも普通の財産であれば所有者が物をどうしようと勝手でありませうけれども、重要文化財の場合は所有者自身が損壊をした場合でも、いちおう罰則ということになっております。

それに対して、持っているということに対して、当然のことですが優遇措置がございます。1つは、重要文化財の管理および保存・修理に対する補助金が交付されます。これは35条で、補助金を交付することができるというふうに定められております。実際にそれに応じまして、文化庁でかなりの額——建造物などを含めまして数十億円の補助金が組まれておりまして、私どもの美術工芸品では、担当するもので、毎年5、60件は修理の事

業といったものが行われております。

第2は、公開に対する給与金の支給です。国立博物館とかそういうところで文化財を公開した場合に、あまり大した額ではありませんけれども、お礼の意味で謝金を支払うという制度です。これは数万円のオーダーですので、胸を張って「さしあげています」と言えるほどの額ではないんですけれども、特にそういうことで給与金の支給をしております。

第3には、個人の私有になっている重要文化財を国や地方公共団体に売り渡した場合に、譲渡所得に対する所得税の課税が免除されるということになります。この場合、条件としては、個人が国または地方公共団体に売り渡した場合は、その分の額の所得税が免除されるということです。これは租税特別措置法で規定されておまして、5年ごとに見直しがあるので、いつも5年ごとに問題になるわけですけれども、現在のところ維持をされております。

次に、実際に重文に指定されているものでございますけれども、一覧表として挙げましたが、平成13年2月現在のものです。その後、1回指定がありましたので、もうちょっと増えておりますけれども、現在私どもの直接担当しております重要文化財が10,019件。左側の国宝は内数ですので、国宝・重文を含めて10,019件という数です。ご覧いただければわかるように、大半が絵画、彫刻、工芸、書跡・典籍・古文書になっておまして、考古資料は526、歴史史料は110ということで、伝統的な美術工芸品が圧倒的多数を占めているというふうにお考えいただいてもよろしいかと思います。歴史史料のほうは、指定が始まったのが先ほど申しました昭和50年の法改正以後ですので、そろそろ25年、四半世紀になろうかという時期で、それほど数としては多くはありません。

伊藤 この重要文化財は、国の持っているものも相当入ってるわけですね。

田良島 それをこれから申し上げますが、所有者別の件数がこれでございます、社寺がだいたい6割ですね。ここには内訳はありませんが、そのなかでもお寺のほうは量的に多いと。それから、法人が14.5%。そして先生がおっしゃいました、国有品が12%、あと個人がだいたい12%という内訳になっております。

そこで、いまの表を多少細かく、所有者の類型をご覧にいきますと、寺院、神社が挙げられてございまして、だいたい法人格のあるところですが、なかにはただのお堂というような、法人格のない村堂のようなところが所有者になっているケースもございまして。そういう場合は通常、管理団体といまして、別の実体のある法人を指名して管理にあたらせるというのが通常です。

3番目は法人です。もちろんこれは公益法人と企業と分かれますが、公益法人は歴史的な由緒によっていくつかの類型に分けられます。まず旧公家ですね。陽明文庫——近衛です。それから冷泉家時雨亭文庫——これは定家の冷泉家です。これはそれほど数は多くありません。いくつか数えられるほどです。第2は旧大名です。いちばん大きなのはたぶん徳川黎明会だろうと思いますが、さらに大所でございますと前田育徳会、それから細川家の永青文庫というようなところがございまして。それから第3番目は近現代になってからのコレクターが財団化したものですね。三井文庫は、正確にいうと、近世から膨大なコレクションを持っておりますので近現代とは言い切れませんが。それから、泉屋博古館は住友

です。静嘉堂は三菱ですし、大東急記念文庫は五島慶太のコレクションというようなことで、このへんは全て法人化をされておりまして、これで1割から15%ぐらいは占めております。それから第4番目としまして、学校です。いちばん多いのはじつは天理大学でございます。これは、中山真柱が巨額なお金を投じてコレクションをした、主として古典籍類ですが、これがかなりの数、指定になっております。それから大きなところでは早稲田大学が、これもだいたい文書や典籍、古文書ですけども、かなりのコレクションを持っております。あとはそれぞれの私立大学でお持ちのところがけっこうあります。

4番目としましては、企業があります。これは、じつは先ほどのように、たとえば旧大名が会社になってしまったというようなケースもございます。たとえば鹿児島の島津興業というのがございますが、これは鹿児島島津家の財産を現在、管理しておられまして、尚古集成館という博物館を運営しておられます。あるいは福岡の立花家というのは、株式会社御花という、旅館を兼務でやっている会社をお持ちでして、そういう組織もございます。それと同時に、まったく美術商でありますとか、あるいは極端な話ですと質流れでたまたま保管している会社というところも含めてございます。

それから、5番目は個人です。これは歴史的に伝承している方のご子孫というケースがひとつ、それから個人コレクターがひとつ、それから古美術商が個人の名義で持っているというものがひとつというのがあります。あとは、公共的に所有されているもので、地方公共団体。それから国は、東京、京都、奈良の国立博物館が大半を占めておりますが、大学でお持ちのもの、それから最近では各省庁関係の機関でお持ちのものというのがあります。

だいたい文化財保護法が50年たったわけですけども、いくつか成果とともに問題点が出ておりまして、私どもの美術工芸品あるいは歴史史料といったものに限って、ある程度申し上げます。ひとつは、まず第1に文化財保護という概念と申しますか、考え方そのものが社会的に完全に定着をしたということでもあります。文化財保護というと、社会的に必要なことだということ、それについて異を唱える人、あるいは社会的な集団というのは、もうすでにいなくなっていると言っていいと思います。

それから第2には、重要文化財の指定は、そのための活用の一貫として公開を促進しておりますので、そういった文化財が比較的、積極的に公開されているということです。文化財の享受が進んだということです。それからもうひとつ、これは副次的な効果と言ってもいいかもしれませんけれども、重要文化財を、先ほど言いましたように補助金を投じて保存・修復を行うということになりますと、やはり適切な修理というものを考えないといけません。後世に残すためにどのようにしたらいいかということを考えながら、保存・修復をしなければいけないということで、まず保存・修復の技術が、国宝・重文という難儀な素材をもとにして、かなり進歩をしました。同時に、保存・修復の哲学と申しましうか、考え方というものがかなり洗練をされてきたということがございます。これは伝統的な文化財について言えることですけども、近代の歴史史料についてもやはり言えることではないかというふうに考えています。

と同時に、現状で問題点があるわけございまして、1つは保護対象が固定化をしてし

まったということです。法に絵画、彫刻、工芸品というふうに列記をされていますけれども、保護するとすればまずそういったものということになりまして、たとえば国の重要文化財もそうですし、地方自治体で指定をします県の指定文化財でありますとか、市の指定文化財でありますとかというものも、結局は国の指定品と同じような構成になってしまうということです。ですから、新しい保護対象というものが、なかなか制度的に把握されてこなくなったという側面がひとつあります。

それから第2に、現在の文化財保護自体は、いわば優品主義になっておりますので、どうしても優れたもの、あるいは美しいものというのが優先的に保護をされるということがあります。これは意識の上で、いわゆるお宝化とでも申しましょうか、広い社会的な意識として、文化財というと貴重で高くて美しいものという、固定的な観念を多少もたらしめているという側面が言えると思います。

第3には、選択的な保護ということをやっているために、それぞれの文化財にかかるコストですね。たとえば修理をする場合のコストというものが、特定の文化財にわりと集中して投下されるということが生じておりますので、指定を受けている文化財、保護をされている文化財と、そうでない文化財の間の、落差が非常に大きくなったということが言えると思います。

第4には、保護のための手法——われわれの立場からいえば重要文化財に指定をするという手法ですけれども、これ以外には基本的にはないので、そういう意味では保護の方法が固定化してしまったと。たとえば建造物、建物の保護ですと、50年の改正でありました伝統的建造物群の保護というような、町並みの保存のような比較的柔軟な制度をつくり出してきまして、それなりの成功を取っている。あるいは平成8年からできました登録有形文化財によって、かなり効果を上げているというところがあるんですけども、美術工芸品、歴史史料といったものについては、現在のところ重要文化財に指定をするという行政的な手法しかないので、そのへんで多少、硬直化を招いているという側面があるかと思えます。それが法そのものの沿革、あるいは特質による、構造的な問題でございまして、最終的には制度的な改正におよぶものだというふうに思います。以上が現状でございます。

次に、それではどういうふうに近年、変化してきたかということでございます。社会的背景としましては、いくつか挙げられるかと思うんですけども、まず歴史史料といった場合に、まず歴史史料そのものの物理的な絶対量が大変に増加をしてきたということでございます。それにともなって、ある意味では目立ってきたということですね。第2は、これはそうだろうと思うんですけども、近代史研究そのものが一次史料を積極的にお使いになるようになって、それによってその一次史料に目が向くようになってきたと。第3に、これはこれからご説明することに密接に関わるんですけども、科学技術史や産業技術史に対する関心が比較的高まってきまして、じつは近代の文化財の保護といいますと、まずこの分野からというふうに言われるような状況が、現在ございます。これが一般的な背景ですね。

それから、多少個別の背景で申しますと、平成6年に原爆ドームを世界遺産に登録せよという動きが、政治問題になったことがございます。ちょうど連立の羽田内閣の末期から

村山内閣にかかっていた時ですけれども、この時に、原爆ドームを世界遺産に登録するという方針が内閣の方針として出てきます。世界遺産に登録するためには国内法で保護をされているというのが前提になりますので、原爆ドームをもし世界遺産に登録をしようということになれば、史跡に指定をしなければいけないんですけれども、ところがそれまで史跡の指定というのは明治の前期までで止まっております、それ以降の時代について指定をするという方向付けが、まだその時点ではできていなかった。そこで、そこからある程度の方向づけをしなければならんということで、多少他律的な条件で進んできたところがございます。

それから、副次的などと言いますか、雰囲気としての方向ですけれども、平成7年の阪神・淡路大震災で、制度的に保護されていない文化財——それこそ民家の古文書ですとか道端の石造物とかいったものが、ある意味では地震によってかなりの数、滅失をしてしまうということで、それは何とかしなければいけないのではないかという雰囲気がありました。さらに1995年（平成7年）は戦後50年でございます、この年に博物館等で、戦中・戦後をテーマにした展示がかなり増えまして、この時代が博物館等の展示になる時代に入ってきたということが言えると思います。具体的に、たとえばここに挙げました愛知県の師勝町の歴史民俗資料館というのは、昭和日常資料館と称して昭和時代というものをメインに打ち出した資料館です、それからこちらでもお話のあった昭和館や、大田区にできています昭和の暮らし博物館は、戦後をテーマにしたところです。そういう具合に、戦中・戦後の資料というものの自体が博物館等の所蔵品になって、活用されるような時代になったということがございます。

そこで、近代の歴史史料をどうするかということが出てきます。前提としまして、2の「近代の文化遺産」——こういう言葉で文化庁のなかでは作業中に呼ばれましたけれども、いくつかその前提となる、行政的な動きというものがございます。第1が、文化財保護審議会のなかに文化財保護企画特別委員会というのが平成4年にできまして、法律の改正を睨んだ施策の改善に関する報告、提言をまとめております。この時に、初めて近代の文化遺産の保護という言葉が出てきておまして、これが伏線になっております。その上に、先ほど言いました原爆ドームの世界遺産登録という問題が関わってきて、平成6年から、近代の文化遺産の保存活用に関する調査研究協力者会議という会議が約2年近くに渡ってありまして、それぞれの分野、つまり私どもの美術・歴史史料、それから建造物、記念物というような各分野で、近代の文化財をどのように分類していくかについての方向付けの議論というのが成されたわけです。

私どもの美術・歴史史料分科会ですが、この時は平成8年7月に最終報告を出しました。この時は、これだけの方に委員になっていただきまして、ご発言、ご意見を受けたということでございます。美術のほうも入れなければならないので、全体として多少散漫といたしますか、幅の広い顔ぶれですけれども、この時点で私どもとしましては、やはり近代の文書の類というのが必ず将来は対象になるだろうということをいちおう睨みましたので、たとえば小玉（正任）先生ですとか宮地（正人）先生ですとか、そういうあたりの方にもお入りをいただいたような次第です。それから、安岡（昭男）先生ですね。その結果としま

して、これはレジメのほうにこの時の報告の全文を付けておきますので、読んでいただければよろしいかと思いますが。時代の範囲を確定して、分野を確定して、それから近代になって文化財としての特徴というものの認識というものを決めて、それに対して、さらに保護にあたってどういう点に留意をするかということ、問題点として提起をするというスタイルになっております。

時代としては、これだけでかなりの議論を費やしました。だから、ペリー来航から、いちおう第2次世界大戦終結時までというのが、現在のところの枠でございます。ただし、カッコ書きが付いていまして、科学・産業関係は高度経済成長の開始期までということで、多少含みを持たせた書き方になっておるんですけども、基本的には現在のところ、われわれが近代の文化財、近代の歴史史料といったものは、第2次大戦が終わるまでのものですよということ、ここで明言をしているわけです。

分野としましては、大雑把ですけども、政治、経済、社会、文化に、これも先ほど言いました、科学技術の資料の保存ということがわりと会議のリーディングテーマになりまして、近代に特徴的な分野ということで、科学技術というのを1分野、立てております。さらに、それではこれまでの伝統的な文化財とどういうふうな点で違うかということで、いくつかの条件というものがここで挙げられています。

さらに、その場合に今度は、それを保護するにあたってどういう点を留意するかということです。これは挙げればキリがないわけで、それからの施策の展開を含めて考えたもので、ある程度内容としては絞り込んだ中身になっておるんですけども。こちらのような文献資料のなかに関して関係があるようなところは、たとえば3番目の、「製品や出版物などは広範かつ柔軟な保護を図る」とか、あるいは「集積された歴史史料等は、全体として保護を図る」というようなこと。あるいは、「人物・団体や事象に関する歴史史料のうち、分散しているものを全体としての意義を把握した上で保護を図るべきである」というような言い方というあたりに、これからわれわれとして進めていこうという保護の考え方の含みを持たせております。

こうすることで、平成8年に報告が出まして、文化庁全体としまして、近代の文化遺産の保護ということを実施として進めるという方向が打ち出されました。それに従って、いくつか行政的な作業が行われました。1つは、保護法が改正になりました。これは、私どものほうは直接関係しておりませんが、先ほど申しました登録有形文化財、登録文化財という制度が盛り込まれました。それから2番目としまして、指定基準です。つまり、どういふものを国宝や重要文化財に指定をするかという基準になる文章があるんですけども、それが多少、改正されていて、これも科学技術という分野を新たに入れるべきであるということで、科学技術という分野を新たに指定の基準のなかに加えるということがあります。

翌年の平成9年から、重要文化財として指定を始めております。現在、指定になっておりますのは、平成13年6月の最新の指定までですが、23件です。いちばん最初の長崎の「安政二年日蘭条約書」だけがちょっと古い指定でございます。これはいま申しましたように、近代という方向が出る前に指定になっているものです。当時の文化財保護審議会の委員のなかには、当初から小西四郎先生に入っていたいただいておまして、いずれは近

代というつもりがあったと思うんですけれども、現実に展開するに至るまではかなりの時間がかかりました。ご覧のようなものが、現在までに指定になっているものです。

ご覧いただければわかると思いますけれども、科学技術、産業技術ということで、機械類の指定が比較的大きな柱を占めております。中には、かなり大きなものがありますけれども。重要文化財という枠にしますと、古くて由緒があって貴重なものということになりますと、どうしても幕末から明治の初期からということになりまして、だいたいまず輸入品が挙がってきます。文書関係、いわゆる記録関係でいいますと、平成9年の日米和親条約と、それから安政条約書、外交史料館のお持ちのものをやったのを皮切りに、翌年に公文書館の公文録——4000件ございます。それから、翌々年の2000年に、岩倉公田蹟保存会のお持ちの岩倉具視関係資料を重要文化財に指定しております。あと、坂本龍馬関係資料を近代というのはちょっと問題かもしれませんが、じつはこれが、ここしばらくの指定のなかではいちばん話題を呼びまして、答申を出した翌日、各紙一面で扱ってくれましたので、大変に関心が高かったと思います。

いまはまだ、そういう意味では立ち上がりの段階でございますので、できるだけ幅広い分野です。特に重要文化財に指定をしますと、地方自治体が行う指定等にかかなりの影響を与えますので、現在のところはある意味ではショーウィンドウのような役割だというふうに割り切りまして、できるだけ様々な分野を取り上げるように心掛けております。ですので、できるだけ毎年、新しい分野をしばらくは取り上げたいというふうに思っております。

以上、ここまでが、現在進んでいる状況ですけれども、先ほど述べましたように、重要文化財という制度の枠組みですと、指定になるものとならないものとの扱いの落差が非常に大きいということを申しました。この間でもう少し柔軟な制度というものがないかということで、いろいろと工夫を検討されているんですけれども、いわば切札的に言われているのが登録文化財という制度でございます。これは平成8年の改正で、建造物については導入がしてございます。美術工芸品、歴史史料の分野では、その段階では見送られております。

登録文化財というのは、まず登録の基準が緩やかであるということです。重要文化財のように優品主義をとらない。それから、それに見合って、かかる規制が緩やかであるということです。たとえば建造物の場合ですと、先ほど言いましたように重要文化財は現状変更の制限というのがあって、許可を取らないと現状変更ができませんけれども、登録文化財は、基本的に建物の場合は、外面が維持されていれば中はいくらいじってもかまわないという制度になっております。ですから、いわば看板面、外側さえ維持されていれば、中はご自由にしてくださいという制度です。さらに、当然ですけれども、そうなりますと多数網羅的なこととなります。建造物の登録は、始まってから4年ぐらいたちますけれども、2500件を超えて3000件にそろそろ迫ろうかとしております。当面、2500件というのが目標だったようですので、ほぼクリアしてございまして、比較的どこの自治体でも積極的に登録にしようという動きが多いです。そういう意味では制度として、当面成功している例とってよろしいかと思えます。

この登録文化財の制度は、建造物以外についても、地方自治体の文化財保護条例のなか

ではすでに制度化されているものがございます。代表的な例としまして、京都府の保護条例、それから京都市の保護条例、それから東京都内で23区のうち16区については、登録文化財ないしはそれに準じた緩やかな基準で多数網羅的な把握をするという制度が、文化財保護条例のなかに書き込まれています。

ということで、これがある意味ではひとつ、たとえば近代の歴史史料の保護について、ある程度適格的な制度ではないかというふうに言われているんですけども、ひとつ登録文化財自体の問題点としましては、あまりに基準と規制が緩やかということで、まず基準が緩やかということになりますと、本当に膨大な数になってしまう。行政的に把握できないくらいの数が出てくるんじゃないかというのが、ひとつ懸念でございます。それから、規制が緩やかですと、そもそも登録という行政的な措置をする意味がなくなってくるのではないかと。

それから多数網羅的といいますと、それを把握しきれるかどうか、追えるかどうかと。たとえば所有者が変わった、あるいは滅失したという場合、それをいちいち把握ができるかどうかというようなこと。これについては、じつはわれわれは戦前に苦い経験がありまして、最初に申しあげました重要美術品というのがあるんですけども、これは昭和8年にできて、この場合は重要美術品認定と言っておりますが、7000件ぐらいを認定しました。ところが戦後の混乱期に半分以上は所有者が転々としまして、現在では7000件全部を把握できる状況にはないわけですね。ですから、そういう意味ではあまり緩やかな制度ですと、物を保護するという本来の目的が実現できないのではないかという問題点がございます。じつは私どももこの点については、もうひとつイメージとして、どういうふうにしたものかというのがありますので、現場の調査の経験のある皆様方に、どういうふうにすればいちばん保護として有効かということについては、ご意見を伺いたいと思っております。

第2には、これから近代ということになりますと、文化財として近代の歴史史料調査をする必要が生じてくるわけですけども、これは皆さん、研究者の方はそれぞれのお立場で調査をなさるでしょうし、あるいは県史、自治体史の編纂のようなものでも調査が行われます。私ども文化庁としての調査は、多少ですが国の補助事業でやっております、平成7年度から史料調査事業という名目で、地方自治体が行う文化財調査事業に補助金、50%を出しております。じつはそれ以前に昭和47年から古文書調査事業というのがあったんですけども、これは要綱のなかに明治前期以前の古文書というふうに書いてありまして、近代をその時点では考えていなかったわけですね。平成7年にこの要綱を見直すとともに、一方で近代——昭和20年までというふうに言っていながら、史料調査の対象は明治前期まででは辻褄が合わんだろうということで、現在運用している要項につきましては時代の制限を外しております、近代でも調査ができるという仕組みになっています。

地方自治体で調査をしていただきますと、だいたい3年とか4年とかの調査をやって報告書が出るようになっておりまして、あまりパイが大きいので、これまで20何年かやって報告書自体がまとまったのが150件ぐらいです。しかも大半が美術でありますとか、そういったこちらとは直接関係のない中身なんですけれども、心あるといいますか、

意識のあるところは以前から近代の史料についても、ある程度ご配慮なさっています。あまりないんですけども、いくつか実例を持ってまいりました。

これは大阪の熊取町にあります中家というところの、ここは中世から続いているお宅なんですけど、そこの文書調査報告書でございます。これは、主要には中世文書が非常に珍しいということで取り上げられたんですけども、幕末から明治にかけて、中瑞雲齋という人ですけども、横井小楠の暗殺に関わる人が出てきます。その方の史料です。それから、そのご養子さんにあたるんですけども、中辰之助という、これは大阪で衆議院議員を務められた方です。そういうところまでの史料がありましたので、ここでは調査をして、明治40年代までの史料が大雑把ですけども保存されているということで、こういうものも含まれているということです。

逆に、今度は調査はしてるんですけども目録に載らなかったという例ですけども、これは平成5年に報告書がまとまっておりますけれども、茨城県の古河市の鷹見家の歴史。鷹見家というのは、渡辺華山の国宝の肖像画で有名な鷹見泉石の家でございます。当然鷹見泉石自身の蘭学関係の史料というものが膨大にまとまっております。これは大変によい史料です。これは近代に関しては調査をしたんですけども、この報告書自体には明治4年までということで、近代の成果は落ちている。実際に行きますとあるんですね。鷹見泉石の曾孫にあたる方が鷹見久太郎といたしまして、これは児童文学では大変有名な、『コードモノクニ』の創刊、編集長をやられた方がおられまして、そういう関係の史料もじつはかなりの数あるんです。ですから、残念ながらこの目録からはそれが見えないということで、これはどうしても取捨選択が行われた結果の限界ということになるわけですけども。

それで、新しくなりました平成7年からの要綱に移りまして、今度は近代だけでできるようになっております。その最初の成果というのが、熊本県教育委員会の富重写真所関係資料というものでございます。熊本市内にあります富重さんというお宅で、これも大変有名な田原坂の戦いを撮った写真がございまして、この写真を従軍カメラマンとして随行した富重利平という方のお宅です。4代、写真屋さんで続けておられまして、現在でも写真所ということで、明治初期からの湿板、乾板、焼付、撮影器材といったものが膨大に残っております。これは以前から注目されていたんですけども、県のほうでぜひということで、私どもの補助事業といたしまして、平成10年に報告書が出ております。この手の調査では、おそらくリーディングケースになるのではないかと思います。

あとは、地方公共団体が独自に行う調査というのがありまして、これは私どもも随時いただいたりしているわけなんですけれども、かなり膨大な数になっているだろうと思います。国立史料館が1992年に、所蔵している目録類の目録というのを出されたことがありますけれども、1980年には所蔵していたものが1050タイトル2100冊あったのが、1992年——12年たつと、4800タイトルで8900冊になる。それ以後、また10年たっていますので、おそらくこの手の史料というのは万の単位で現在あるだろうと。

伊藤 現在あるというのは、どこにあるんですか。

田良島 あるというか、発行されているということですね。

伊藤 それは、把握しているというだけで。

田良島 集約はまだどこでもされていないです。だから、それはちょっと課題だと思いますし、その問題ではいろいろ協力できることがあれば、ぜひこれは考えたいというふうに思っているんですけども。

伊藤 リストはあるということですね。

田良島 1992年段階の国立史料館のリストは本には出ているんですけども、それ以後はまだ誰もまとめておられませんので、残念ながら私どもも持っておりません。

最後に、もうひとつ課題としまして、近代の歴史の保存修復ということについて、一言申し上げておきたいと思います。じつは近代の歴史の保存修復というのは、一方で図書館サイドのほうが変わりと進んでおりまして、特に図書のほうが進んでおりまして、それに引っ張られる形で文化財のほうも近代に手を着けていると。私どもの傘下といいますか、関連機関として、4月から独立行政法人になりました文化財研究所がありますけれども、こちらの東京文化財研究所では、近代の文化遺産、特に産業関係の資料を中心とした保存修復に関するプロジェクトを、一昨年から立ち上げておりまして、ケースによってはアドバイス等をさせていただいているというのがございます。

それから、文化財の保存修復に関する専門学会であります文化財保存修復学会というのがございますが、こちらでも最近では近代の文化財の保存について関心を持っておりまして、今年2月にも近現代の紙資料の保存ということでワークショップを開いています。250人ぐらい集まったということで、関心は非常に高くなっています。それから、具体的な作業をやるということで言いますと、奈良にあります財団法人元興寺文化財研究所という組織がありますが、ここでは新聞の保存修復の受託をつねにしております。脱酸処理はここではやっていないんですけども、リーフキャストという手法で修復をしております。それから、画像資料に関しては写真学会が毎年、画像保存セミナーというのを開いておりまして、これもすでに何回か回を重ねております。それから、そこにありました富重写真所の資料報告でも、保存をどうするかという基本的な問題について触れておりますので、これも戦略的に進めていく必要があります。

それから、近代のもの具体例としまして1つだけ例を持ってまいりましたが、東京修復保存センターという、青梅に工房を持っているところですけども、明治初期にブラントンが灯台建設を指導した時の本人の自筆入りの図面というのが、じつは海上保安庁から出てきて、傷みが酷かったのが私どものほうに修復のご相談がありました。その時の修復の報告書というのがこれでございます。これは洋紙のほうですけども、こういった成果もそろそろ出つつありますので、保存上でお困りであるというようなことについては、私どもの立場からある程度の対応は、だんだん可能になっているというふうに思います。

最後に、いま伊藤先生が言われましたように、こういうものの情報の流通という問題で言いますと、なかなか集約するところがありませんので、何かつくらないといけないんですけども、幸いなことにと申しますか、この1月の組織改正で、私どもの美術学芸課のほうで美術館・歴史博物館室というのができまして、歴史系の博物館の窓口ということになりましたので、そちらのほうについてはこれからできれば活動を、あるいは出版とか調

査成果といったものをなんとか組織化できないかということを考えています。まだちょっと私自身の願望の段階ですが、具体化できないかというふうに思っております。

それとともに、やはりそういう場合の標準的なフォーマットの整備というものを併せて考えないといけないということで、私ですとたとえば中世文書のフォーマットと言われればすぐに出てくるわけですが、近代ということになりますとこれはなかなか難しい、様々あるかと思しますので、このへんもいろいろとお知恵をお借りしたいということでございます。

多少、走った報告で、おわかりにくい点もあったかと思いますが、以上で私のほうからのご報告は終わりにいたします。どうもありがとうございました。

伊藤 ありがとうございました。どこからでも発言をしてください。

小池 2点、まず最初に質問させていただきたいんですが、1つは、近代文書の指定にあたって、いわゆる敗戦というか終戦というか、昭和20年8月15日にしたという理論的根拠は何かということが第一点。2つ目は、僕は元外交史料館に居たのですが、外交史料館の場合は安政条約書だけを文化財保護し、国立公文書館の場合は公文録全体を文化財保護にしたとされています。保護の仕方というのが、じつは一貫性がないんじゃないかと思えます。つまり、全体を保護するということを考えるのか、それとも個別の保護をしていくのかということで、統一性がないのでは、と疑問を持ちます。まずその2点についてお話いただけますか。

田良島 まず第一点ですけれども、これは時代区分の問題ですけれども、つまり平たく言ってしまうと、行政的にどこかで切る必要があるという要請から出てきたものでございます。ですが、一応この時点——1945年というところで、政治それから社会的な制度というもののひとつの変化の時期であろうと。ペリー来航、明治維新の次の社会的な変化というのはどこかといえば、それは1945年だろうということで、これは議論のなかでまとまってきたことです。行政的には説明がつけば、もちろんこの時点でなくてもそれはかまわないわけですが。

小池 たとえば近代史料の場合は、広島大学所蔵の森戸文書のように、戦前のものもあれば、同人物でありながら戦後のものも当然あって、これは文書群としての統一性を保たないといけないわけですね。そういった時に8月15日という線引きがあると、申請もしにくいし、あるいはそれを文化財で保護する時も、内部的に問題になると思ひまして聞いたわけです。

田良島 それはもちろん議論になる話だと思います。そのへんでたとえば、レジメにちょっと書きましたけれども、「集積された歴史史料等は可能な限り資料全体としての保護を図る」というような書き方をしています。要は恣意的にある時点でぶった切られることのないようにということ、配慮はするということはいちおう書きようとしては書いているというふうに思います。

それから第二点目の、指定の方針が一貫しないのではないかという問題ですけれども、これはある意味では残りようの問題に応じたものなので、個々に判断をしているということになりますけれども。

小池 でも、たとえば外務省外交史料館などの場合は、戦前の条約書は全部保存しているわけですから、まとめて条約書として文化財保護したほうが、いいのではないかと思えるわけですね。

田良島 安政条約書の場合は、かなり歴史的にシンボリックな意味がありますので。

小池 いや、他にもいろいろありますよ。

田良島 もちろんあるんですが、それはよく存じておりますけれども、ひとつはこの時にいちばん最初の指定であるということもあわせて、比較的そういう意味ではわかりやすいということも多少頭にあったと思います。たとえば外交史料館の条約書ということであれば、以下は個別にという言い方はおっしゃる通り大変難しい。たとえば樺太・千島交換条約はとって何はとらないという話になると、その評価自体を問われることになりますので、そういうものについての指定というのは確におっしゃる通り大変に難しいわけなんです。それがあから先ほど申しました、課題として出てきました、緩やかに網羅的な個々の方法ということを考えられないかという議論が出てくるわけです。

小池 ただ、いまお話をしたもうひとつの理由というのは、たとえば安政の条約書に関しては、後継条約があるから別に旧法みたいな形でかまわないけれども、戦前の条約で生きてるものもあります。そういうものの枠組みをどうするのかということですよ。それも、非常に古いもので歴史的な史料ではあるけれども、ある意味で現用記録として存在しているものも、条約書のなかにはあるわけです。特に最近、問題になったのは、ソ連の崩壊によって小さな国がたくさんできるわけですが、そのような国との戦前において結んだ条約は、生きていますよ。そういうものをどうやってフォローしていくのかといった時に、文化庁の枠組みでは保存できないのではありませんか。そういう意味合いがあって質問したんですけれども。

田良島 それはおっしゃる通りで、私どもはそういう意味でいうと、全てのものをわれわれの枠組みで保存できるというふうには毛頭考えてはおりません。ですから、これはおそらくこれから近代の公文書なり何なりということになりますと必ず問題になってくると思いますけれども、現用記録は指定できるかということになると、これはたぶんできないということになります。少なくとも同意もたぶんいただけないだろうというふうには思います。これは実務的な問題として、そうであろうというふうには思いますけれども。

小池 それに関連してもうひとつ質問があるんですけれども、たとえば今日のいちばん最後の近代歴史史料に関する情報の流通というところで、博物館等の組織化とあるわけですが、実際に近現代の文書の多くは、たとえば大学の図書館に入っていたり、じつに保存形態が様々ですよ。保存形態が様々で、たとえば国もあれば地方もある、それを一般的にという大きな枠組みがあるわけですが、たとえば組織化といった場合には、図書と文書というのは峻別を……ある程度していかなければ僕はいけないと思っはいるんですが。そういうような情報化にあたっての枠組みを文化庁としては考えておられるんですか。

田良島 峻別をするというのは、どういうことでしょうかね。

小池 たとえば、文書の場合には歴史的な価値の高さが問題になりますし、書籍の場合には、これは司書の人達の考え方だけでも、新しい本が出ると更新してしまう部分もあり

ます。ですから、そういう部分の分け方ですよね。つまり、所管の問題もありますし、史料のあり方の違いも大きいわけですから。

田良島 それは私どもは、基本的には伝来の重視だというふうに考えております。

小池 伝来と系譜を重視していくということですね。

田良島 そうということです。ですから、たとえばある方の文書と蔵書があるという場合に、蔵書はばらしていいかという、それは基本的にはばらさないにこしたことはないだろうというのが私どもの基本的な考え方であると。

小池 そういった場合にはわかるんですけども、しかし多くの図書館などの場合には、文庫形態をばらして入れてしまったというものが結構ありますよね。僕の出身している中央大学が一回それをやっちゃって、復元ができなくなるのもあって大変な騒ぎになったということがありますけれども。そういうようなものを、たとえばある程度保存していく上では復元させなきゃいけないですよね。文化庁としては復元作業についても網をかけていきたいと思っているわけですか。

田良島 復元の作業まで責任をもてるかというのは、それはちょっとわかりませんが、少なくとも、たとえばそれで復元ができたとなれば、それは歴史的な伝来を伝えているという意味での文化財であると評価はしてよろしいかと思えます。

伊藤 文化財を保護することとわれわれが歴史史料を使うということの間には、どういう結びつきがあるのかというのは私にはよくわからないのですが、たとえばどこに何があるかということ自体が、あまり明白ではないと。この前、閉鎖機関の文書が廃棄されるということで大問題になって、東大と都立大で引き受けたというふうなことは、たまたま表に出たわけですけども、ああいう公文書も、それから私文書になったらもっとわからないわけですね。よほど調査しないとわからない。われわれのほうは、どちらかといえどどこに何があるかと。それはどうやったら利用できるかという、それを利用できるような形にしようじゃないのかということを考えているわけですね。情報と、それからフォローしなきゃならんということを考えているわけですが、それが文化財保護という行政とどういうふうに関わってくるのかなと。

つまり、文化財というものは文化庁ですけども、いってみれば文部科学省の管轄のなかにある。われわれは国の公共財だと思っているわけですけども、それが文部科学省のなかの行政として行われることになるということとは、ちょっとギャップがあるんじゃないかなという感じがするんですけども。つまり、確かに文部科学省も国ではあるんですけども、たとえば私は、近代の史料情報センターというものをつくろうと考えた時に、文部省とちょっと話をしましたら、「文部省は教育・文化ということで物事を考えているのであって、それは国の問題じゃないか」という言い方をされたんですね。要するに、文書の保存、それから発掘とか整理とか、それを後世に残していくという仕事は、文部省の仕事ではないという言い方をされましたので、今日ちょっとお話をうかがって、文化庁が近代の文書も含めて国の公共財として保護していくというお話でしたので、あららと思ったんですけども。そのへんはどうなんでしょうね。

田良島 いま公共財とおっしゃっているのは、国の文書ということでございますか。

伊藤 いや、国の文書だけじゃないですよ。

田良島 私文書も含めてですね。

伊藤 そうです。

田良島 そういう意味でいいますと、われわれ決して物を収集するという立場ではないわけですね。ですから、良好な状態か酷い状態かはともかくとして、保存をされているものを保護の措置をとるとというのが本来の仕事でございます。それともうひとつあるのは、保護といった場合には普通、保存と活用というふうに言うておきまして、物を維持するということと同時に、利用するということですね。要は楯の表裏だというふうに考えております。ですからそういう意味でいうと、文部科学省のほうで「それは文部科学省の仕事ではないんだ」という意図は、ちょっとよくわからないんですけども。文化財に関する情報を集めてそのなかから保護をすべき対象を検討するということは、私どもの仕事だろうというふうには思っているんですけども。

あともうひとつ言いますと、最初に申しましたように、文化財保護という制度自体が地方自治体も含めた重層的な制度でございますので、これは文化庁だけではなくて、何々県の仕事でもあれば、何々市でも当然考えられるということです。それともうひとつは、おそらく今ここで混乱をしているのは、どこからが文化財になるのかというところが、もちろん私どもはこういうふうに言うておりますけれども、それが必ずしも共通理解になっているわけではないでしょうから。「これは文化財です」ということになれば、「それは文化庁の仕事でしょう」ということになるだろうとは思うんですけども、そのへんの線引きが、かなり曖昧な状態にはなっているのではないかと思うんですけども。

伊藤 その行政のあり方ですけども、要するに自分たちで全体を見渡して、調査をして、それで指定をしていくというのか、それとも申請があったら指定するよということなのか、そのへんちょっと伺いたいんですが。

田良島 そこは基本的なことでございますので、お聞きいただいてありがたいんですけども、私どもは基本的には、申請制度というものはとっておりません。ですから、基本的には文化庁サイドで判断をして、指定の対象を選ぶという仕組みになっています。ですから、もちろんそのためには情報収集もいたしますし、調査もいたします。じつはこれまでの制度ですと、比較的それはできていたわけですが、できていたというのは、美術品でありますとかそういうものは、明治20年に臨時全国宝物取調局というものができまして、全国調査を行います、それ以来120年、延々として調査をやっているわけなんです。それに加えて戦後の博物館や美術館が調査をやっているということで、たとえばどこそこにこういう絵があるとか、どこそこにこういう仏像があるというデータは、事欠かないわけなんです。ですから、そのなかでいわゆる優品、評価の高いものというのを選んで指定をするという作業自体は、それほど難しくないというか、システムとしてでき上がっているということです。ですが、いまこうやって私がお話ししておりますように、近代についてはそれをどういうシステムにするかということ自体、いま始めたばかりとっていいような状況ではあるわけですね。ですから、そのへんは率直なご意見をうかがいたいというのが、私どもの考えですけども。

小池 たとえば国立史料館がありますよね。国立史料館は、僕は非常に批判的なんだけど、国立史料館で近代文書の調査とかをしていますよね。たとえばこれも文部科学省の1セクションですから、つまり同じセクションのなかで二重にやっていたり三重にやっていたりという、行政サイドからいえば無駄、それからやっていることはあまり意味がないということだってあり得るわけであって、そういう行政における複線みたいなものになっているものを、文化庁としてはどのように整理していくつもりですか。

田良島 すでにあるものについては、質的に問題がない限りそれは使わせていただくというのが基本的な立場でございます。こちらも手数は限られておりますので、余計なことはできるだけしたくないということで、材料として揃っているものについてはそれを活用していただくと。

小池 組織的なものとしては、統廃合、あるいは一緒にやっていくということは考えておられないんですか。

田良島 統廃合になりますと、私の答えられることではありませんけれども。連絡はとれる状態しております。たとえば、昔の文化財行政と国立史料館は、ある意味ではほとんど接点がなかったわけですね。文化庁の行政組織でいいますと、われわれ文化財調査官という立場でありますけれども、いわゆる歴史の専門家が文化財調査官として入ってきたのは、ここ20年ぐらいでしょう。それまでは、昔の文部省のそれぞれの組織におられる方々とのチャンネルというのは非常に限られていたんですね。史料編纂所はちょっと特殊ですけども。現在では、われわれ非常に小人数でありますけれども、そういう意味では共通な言葉で話せる方々というのがおられますので、その点は関係というのはとっていけるんじゃないかと思っているんですけども。

小池 ただ、近代関係の重要文化財ということ言えば、あそこは近代のものがあまりないからかもしれないけれども。

田良島 史料館は、そうですね。近代はあまりないですね。

小池 近世のものは指定はしてるわけですか。

田良島 近世もないですね。

小池 あそこはでも、現実には持ってますでしょ？

田良島 これも少し細かい話になりますが、じつは近世文書に対してというのは、まだ極めて限られておまして。

伊藤 これは難しいでしょう。

田良島 中世文書がようやく目処がついたと。重要文化財に関していえば、中世文書が目処がついた。たとえばここ数年で、東寺百合文書ですとか、東大寺文書ですとか、あるいは武家の上杉家文書というようなものが相次いで国宝になったんですけども、これが中世文書の仕上げのようなものですね。ですので、中世文書については極端な話をいえば、もう誰も捨ててしまうということはないだろうと。ある意味では、維持さえしっかりしていれば、これから新しく掘り起こしていくという作業はほとんどなくなったということなんです。

それに反して近世文書はそういうわけにはいきません。まだ膨大な掘り起こしが待って

おりますので、そのなかで重要文化財にできるというものを選ぶ手続きというのは、これはこれで大変なことになります。ですので、まだそういう意味では近世文書は、彦根藩の文書が数年前に指定になった程度でして、これからということですね。逆にいうと、これからということは、指定というシステムでやる限りはスピードが上がらないわけなんですね。ですので、それに代替できるような手法はないかというのが、われわれとしての問題意識であると。

梶田 所蔵機関や所蔵する個人が指定を拒むことはできるんですか。

田良島 もちろんできます。じつは、法律のどこにも同意をとらなければいけないということは書いていないので、一方的な指定は可能ですけれども、現実的にそれをやりますと実が上がりませんので、基本的には所有者のご了承がないと、指定はいたしません。

梶田 歴史史料という考え方ですけれども、私個人だけかもしれないけれども、やはり歴史的な史料といった場合に学術的に使えるというようなことで考えますから、やはり書かれた内容、情報が問題になってきますよね。ところが一方で、歴史史料といいながらも、どちらかというところと博物学の分野のものがいままでも主流だったような気がするんですけれども。たとえばモニュメントですよね。一号機関車とか、こういったものがありますけれども。たとえば条約書でもいいですけれども、われわれ普通、条約の中身がわかればいいわけであって、実物を見なければわからない研究というのは、それはあるかもしれませんが、そんなにございませんよね。モニュメントとしての物と、それから本当に学術的に研究で使う価値のある史料と、もう少し分けられるような気がするんですけれども、そのへんはどのようにお考えになりますでしょうか。

田良島 われわれは、伝統的な文化財の考え方から推してついこういうふうな言い方をするんですけれども、やはり基本的に現物の持つ情報というのがいちばん豊かであって。おそらく、中身の情報は優れているけれども外に渡ってる情報は大したことないというものもあるでしょうし、たとえば物のように、それ自体はまったく語らないといいますが、文字になっていないんだけど、じつは大変豊富な情報を抱えているというものと、両方あると思うんですね。ですから、基本的には私どもは現物主義ですので、具体的な物になっているもの、形になっているものが文化財としての保護の対象になるわけですから、それは内容が優先というのとは矛盾はしないと思うんですけれどもね。

小池 わかるような気はするんですけれども、実際にたとえば近代文書の場合には、今回条約書は出たけれども外務省記録は出ていない。実際には歴史的な評価と言われているものは、条約は条約文があるのであって、それまでの過程のほうが重要だったりするわけですよ。また、それが実態として執行された過程のほうが重要であるわけだから、そういうものを総体として保存をするようなシステムを作らないと、歴史史料としての保存にならないと考えます。そのなかで、じつはそのような総体としてのシステムとして守っていかねばいけないものを、そのなかからポツポツと抜いて保存をしていくという形になれば、逆に言うとそれだけが残されて他のものは捨てられていくという可能性が出てこないかと考えます。これが、たとえば歴史史料という枠組みで、戦前という枠組みが出ているわけですけれども、近現代の文書といわれているものは、じつは総体として見なければ

ならないのではないのでしょうか。先ほど言いましたように、公文書とか私文書の類と言われているものは、戦前・戦後を通して一貫して見ていかなければいけない部分が多いわけですね。そういった時に、指定の仕方とか登録にしても、やり方としては美術品や芸術品とまったく違ったカテゴリーとしてやってもらわないと、物は落ちていくし、総体としても保存されないのではないのでしょうか。

田良島 その点はまったく賛成です。現在の指定というのは、先ほどちょっと申しましたけれども、言ってみれば保護対象の見本の状態なんですね。ですから、じつは保護のスタイルとしては、いまおっしゃったようなスタイルが本来なんです。近現代になると本来の姿であるということは、これはわれわれとしては承知をしているつもりでおります。ですから、美術品のような指定のスタイルで続くというふうにはまったく思っておりません。

伊藤 たとえば、国立公文書館の持っているものという形で指定をする、あるいは国立国会図書館の憲政資料室が持っている史料という形で包括的に指定をする、というふうな形にしないと、そもそも指定するのは難しいんじゃないかという気がするんですね。そういうところがそれぞれ所属機関が違うわけですから。国立公文書館は内閣府、それから国会図書館は国会です。そういうものを、つまり全体を見て、また話し合いが大変だろうとは思いますが、そういう発想でないとなかなか難しいんじゃないかなという気がするんですけれども。だから、国会図書館の憲政資料室なら憲政資料室に私文書が入ったとすると、それは即、保護対象だというふうな形ですね。それはやっぱり収集している機関というものの目と言いますか、何を受け入れるかという選定をきちんと双方で理解しあってやっていく以外にないんじゃないかという気がするんですね。それはさらに、たとえば中央大学とか国学院大学とか学習院大学とか、あるいは私どもの大学とか、そういうところで持っている史料群を追加、追加、追加という形で、そこに収蔵されたら指定していくというふうな形をとる以外にないんじゃないかと。実際、たとえば戦後ですけれども、鳩山日記とか佐藤栄作日記なんていうのはどんどん指定して散逸を防がないと、あとで指定しようたってその頃はなかつたりするという危険性はあるわけですから。

田良島 おっしゃる通りでして、じつは登録という話と、柔軟に保護するという手法のひとつのアイデアとして、機関自体を定めて、そこに入っているものは基本的に制度的に保護されたというふうな仕組みを、作ることもできるのではないかという議論はあることはあるんです。ですから、たとえば施設とか人員の配置とか、ある程度の条件をつけて、登録機関とでも言うんでしょうか、そこが所蔵なり保管なりしている史料は制度的に保護の対象であるという仕組みも、ひとつはあり得るのではないかという議論はございます。ただ、これもこれで、たとえば法の枠組みにすることになるといろんな問題が生じてくるかと思いますが、おっしゃるような考え方というのは、あり得る考え方だというふうに思います。

伊藤 われわれはいま、全国のいろんなレベルの公文書、私文書を問わず、情報を集めているわけですが、本当に数限りなくあって、かつなかなか出してくれないというところもたくさんあるわけですね。資料館的なものとして、たとえば三菱史料館とか三井文庫ですね。三井文庫はたぶん美術品か何かで指定されているんだろうと思いますが、あそ

こは三井の創業以来の記録が残っているわけです。三菱もかなり大量の文書を持っている。それから住友史料館もそうだと。それから、各省庁があるでしょう。各省庁でも、今度の情報公開で歴史史料をいったいどうするのか、まだはっきりしてない。そういうところもあるわけですね。ですから、われわれが情報収集をいまやっているということと、あなた方が情報収集をやるということとは、関連づけることはできるんじゃないかとは思いますが、そこから先はちょっとどういうことになるのか私も……。文化財保護ということの本当の意味が、僕はあまりまだ、うまく腑に落ちないというか。

小池 たとえば、地方に個人が持っている史料があつて、それを文化庁が現地保存、現地公開という形をある程度保障していくシステムとしても、登録文化財というようなやり方は有効だろうとは思いますが。ある意味で散逸を防ぐという意味合いもあるだろうと思えます。しかし近代文書のあり方からすると、文部省という枠組みでは、やはり横からの指定に近い形になりかねない。つまり各省庁からすれば、文部省は並びですから、文部省に指定をされるということは喜びはしませんよね。そうすると、指定の範囲と言われているものは非常に限られてくるし、やはり枠組みとしては小さいですね。

田良島 基本的に国の機関というのは、ある意味では私どもとしてはきちんと保存されるだろうと。

伊藤 それはまったく嘘ですよ（笑）。

田良島 というのが前提になってるわけです。ですから、それに対しては基本的には口出しをしないということがあるので。そこからもうひとつ超えようと思えば、それこそナショナル・アーカイブスのように文書収集の権限のある組織でないと、それは言えない。ですから、それを現状の文化財保護行政が役割を担うことは、現状ではできない。これは、極めて大きな制度的な問題でありますので、これはこれでちょっと別問題として考えていただかなければならないわけで、私どものほうは基本的には、全国、なおかつ民間を含んだ、各所に保存されておる歴史史料をどう把握し、それからどう散逸を防ぐかということですね。国で散逸していたらそれは尻抜けだということになりかねませんけれども。

伊藤 ですから、ナショナル・アーカイブスがあつて、それが公私文書を集めるという機関であるならば、文書に関して言えば文化財保護は特別にいらないと。そういう関係になるんですかね。

田良島 そういう枠組みにするのであれば、少なくとも国の文書については文化財保護法の網をかける必要はなくなりますね。わざわざそれに加えて重要文化財ということは、特に必要はないですね。それできちんと保存されるのであれば。

伊藤 ナショナル・アーカイブス的なものができて、そこが重要文書の指定を自分たちで持っている以外のものにやっつけようとするれば、同じことをやることになるということですね。

田良島 そうなりますね。ただし、現状では私文書というか、個人所蔵なり企業がお持ちのものというのは、保存の条件としてはまず現地保存ということが建前としては優先されるでしょうから、そこまで枠組みを広げられるかということは問題になってくると思うんですね。ですから、それはいずれにしても、相当大きな制度的な変化になりますので、な

かなかこの場でこうですというふうにはお答えしにくいことですが、

伊藤 やっぱりナショナル・アーカイブス的なものが前提にないと、なかなかやりにくい制度ではありますよね。

田良島 ある意味では、先ほど言いました財産権の制限ということができる法律というのは他にないわけですね。ですから、私どものできるものとしては、それをどれだけ活用できるかというところだろうと思います。

伊藤 東大の史料編纂所の持っている文書のなかで、指定になったのはありますか。

田良島 近代はございません。歴史的なものについてはいくつもあります。たとえばいちばん最近ですと、島津家文書が重要文化財の指定になりました。これは『薩藩旧記』を含んでおりますので、幕末、かなり新しい時期まで入っておりますね。

伊藤 島津家文書ですか？

田良島 島津さんは、鹿児島島の島津さんのほうですが。

伊藤 史料編纂所の持っているものは……

田良島 近代関係ではありません。

伊藤 言ってみれば、あそこで持っているものはみんな重要文化財に近いものだろうと思いますが。そうするとやっぱり、前近代でいえば、史料編纂所の持っているものの補遺みたいな感じになるわけですかね。

田良島 指定がですか。必ずしもそうでもないと思うんですけども。

伊藤 史料編纂所はある意味では、前近代に関していえばナショナル・アーカイブスみたいな感じではありますよね。

田良島 ただ、史料編纂所自体は比較的原資料は少ないです。逆に言いますと、それこそ影写本が近代の歴史史料になるわけです。

伊藤 影写本がかなり多いですね。でも、影写本のその元がなくなったものもありますから。

田良島 それはそれで貴重ですけども。基本的には重要文化財の場合は原本の指定になりますので。

小池 今後はどうするつもりなんですか。特に、情報の流通というところに関心があります。たとえば登録文化財に関して、登録文化財の枠組みを文書に広げていくと。調査もされていく。それを、たとえばインターネットで公開するとかという方法を考えていらっしゃるんですか。

田良島 そうですね、ここから先ははっきり言ってまだ内部で議論が始まるか始まらないかぐらいの段階で、いまから述べることは私の願望以上のものではないんですけども。基本的にはやはり、それだけのことをやろうと思えばコンピュータネットワークを使って、私どもが把握できるのは博物館とか資料館というあたりが中心になるわけなんですけれども、そこでその情報を集積していくということになるかと思います。手初めは書誌だけでもいいかと思うんですけども。

小池 文化庁の管轄となると、やっぱり博物館、資料館が中心なのですね。

田良島 そうですね。先ほど言いました、美術館・歴史博物館室という名前がついてるん

ですね。じつは公文書館は直接入っておりません。ですから、これはある意味ではよその管轄のところをお願いをするということになります。

小池 ただ、広島文書館のように、公文書館的なシステムと私文書的な文書システムと言われているものが、併存しているところがたくさんあります。公文書館自体も内閣文庫のような異物が存在してるわけだから。そういう意味では、管轄の範囲が非常に狭まるんじゃないですか。

田良島 数からいうと歴史博物館のほうが現状では圧倒的に多いことは多いんですけども。もちろん文書は公文書館等のほうがお持ちでしょうけれども。ただ、それは私どもとしては別にそれで狭めるつもりはありませんので、ご協力をいただけるのであれば、それは公文書館のほうにもお声をかけていただきたいと思います。それからもうひとつは、やはり公文書館サイドでも、特に古いものから文化財として評価をしてほしいというご意見も出てきておりますので、これはこれで応えていくべき問題かというふうに思います。

小池 そうなりますと、地方の文書館のあり方とか、あるいは人員のあり方から見ていくと、当然近代文書は保存されていきませんよね。つまり、近世が山のようにありますからね。順番があります。そうなってくると、近代まで行かないじゃないですか。

田良島 そんなことはないと思います。それは指定は順番ですし、私どもは近代についてはすでに文書を含めて指定を始めておりますので。結局、いま指定の流れで言いますと、近世は近世文書で重要文化財の指定が始まっている。並行して近代の文書もやっているということですね。ですから、近世をやらないと近代が始まらないということはないです。これは中の話ですけども、いまのところ近世については古文書担当ということでやっています、近代になりますとさすがに古文書ではないだろうということで、私どもの歴史史料が受け持つことになって、それぞれでヨーイドンでやっておりますので、近世と近代は現状では少なくとも、重文という話でいけば並行して進んでいるということです。

梶田 指定をするために、それぞれ資料の所在情報というのをお持ちだと思いますが、セクションごとにやっているということですか。

田良島 そうです。ですから、わりとそのへんは縦割りです。特にそれぞれの専門家の集まりですので、絵は絵、彫刻は彫刻、漆は漆という、そういう情報の集め方になります。

梶田 そういった情報について、たとえばこの研究会として代表者の正式な依頼があって、こういう情報を提供してほしいとか、そういう情報にお答えいただくということとは？

田良島 あまり系統的になっていないんですね。これもこれから改善していくことだろうと思うんですけども。率直に申しまして、長年の担当者の経験的な力量によるところが非常に多うございまして、いわゆる美術の部門は、担当者の申し送りでも成り立っているという側面もあります。ただ、写真とか調書は相当な量がありますので、これはこれから公開というのはひとつ、大きな課題であろうと思うんですけども。そういう意味で、どこかに材料が全部揃ってそれを指定するということにはなかなかならないです。

梶田 たとえば、調査報告とか出張報告みたいなものがありまして、そういうものが公開されれば、そのへんはかなりの資料になるということであると。

田良島 ありますね。ただしひとつ問題は、美術の場合は大半が寺院、神社で、それぞれ

所有者がある話なので、指定にならないものについてはわれわれの一存で「これは公開させていただきます」ということにはなかなかなりません。どうしても、その情報については所有者がオーケーですかということが、必ず間に入ると。

梶田 行政文書の間はそうなるという。

田良島 ええ。

梶田 それは公文書館が移管してしまえば……。

田良島 そうなったらたぶん、可能でしょうね。じつは私は、文化庁に来る前は京都府の教育委員会で文化財保護の仕事をやっておりましたが、京都府庁には昭和16年に、宗教団体が施行された時に京都府が実施した寺院重宝調査と称する、当時の文化財調査があったんです。これは、後に京大の教授になった赤松俊秀先生が社寺課長でやっておられたので、全京都府的にやったものなんですけれども。これはもう70年たちまして、いまは基本的に公開しております。京都府立総合資料館にコピーをとって公開していますから、それは所有者がうんと言うかどうかは別として、公開をしていますね。ただ、現用の資料については、これはどういう判断が出るかわかりませんが、いまの運用であれば中身についての情報は所有者も発言権を持つということになるんじゃないかと思います。

小池 たぶん、情報公開法の適用範囲外になるでしょうね。

伊藤 指定するために、いままでどの程度、近代の歴史史料の調査をやられたんでしょうか。どういう形で、どこまでおやりになったのか、伺いたいんですが。

田良島 平成8年に報告が outcome して、それから準備ということで、平成9年から近代歴史史料緊急調査という名目で、多少予算がついております。じつは優先的にやれといわれていますのが、先ほど申しました科学技術、産業技術関係ということでして、それを平成9年から今年度までやっております。ひとつは、全国の公立の博物館全部に、「こういう分野の資料はありますか」ということで、1500館ぐらいアンケートをかけまして、全国で4000タイトルぐらいの所蔵品があると。もちろん該当なしというところもいっぱいありますし、相当集められているところもあります。これは本当にいろいろで、それこそ産業機械からハエ取り器まで、いろんなものが出てくるわけなんですけれども。それはひとつ、データベースにしてあります。まだ公開はしていませんけれども。

それから、あまり数は多くありませんが、大学のご所蔵のこういう科学関係の資料。これは地方公共団体に比べると難しいんですけれども、アンケートをとって、これも1000件程度はデータになっております。で、次にということで、そうするとやはり本筋というか、いちばん大きな記録資料になりますので、これをどうするかということでいろいろ考えていると。こういう席に出ておりますのも、そういうところがあるかということです。政治、経済、社会とか、そういう各分野についてどうするかということで、いま正直なところ頭を悩ませているということです。

小池 そのように、いま近代文書を始められているわけなんですけれども、たとえばフォーマットの部分に関しては、少なくとも素案みたいなものがあるんですか。

田良島 まだそれは、具体的には作ってありません。ただ、現状ですぐできるのは、当然のことながら目録全体までとはとてもできませんので、基本的には所在調査、あるいはもう

一段階上で書誌情報ですか。その段階だろうと思っております。

伊藤 それはどういう手段でやるという、だいたいの見通しはありますか。

田良島 ひとつは、先ほど言いましたように、教育委員会、博物館、資料館は、お願いを流せばご解答はいただけるだろうと思っておりますので、これでひとつ、できれば詰めたいというふうに思っております。いまお返ししたような資料が、ここ10数年の間に非常に膨大に増えておりますので、そのあたりでひとつは取りまとめたいというのが一点です。

伊藤 それは、どこに出すんですか。

田良島 教育委員会を通じてです。先ほど申しました科学技術関係の資料も、まず教育委員会で、県教委にこういう趣旨でということでアンケートを出しまして。いちおうこちらとしても博物館、資料館のリストを付けてお渡ししているんですけども、気のきいたところは、これは幸いということで、われわれが依頼した以外のところにもアンケートをまいていただくわけですね。そうすると、これはいずれは自分のところの材料にもなるからということでやられたところもありますし、まったく機械的にアンケートを流して返してきたということもあります。ですから、このへんもやっぱり地方自治体、特に県レベルの文化財行政の力量というのが、ちょっとやってみるとわりと差が出てきます。

小池 その時に、教育委員会に最初に流すわけですか。

田良島 われわれとしては、権限のあるルートというのはそこしかありませんので。

小池 たとえば歴史博物館の場合は、愛媛の歴史文化博物館みたいに知事直轄部局みたいなものもありますよね。そういうところはどうするんですか。

伊藤 そこは行かないでしょう。教育委員会系統で行くと、それは出てこないですよ。

田良島 具体的に施設名を特定しておけば、おそらくそれは問題はないだろうと思えますけれども。まったく把握してないところというのは、もちろん引っ掛かってこないケースもたぶん出てくるだろうと思えます。

小池 そうすると、たとえば文部科学省、文化庁系列の限界性というのと、各地にある教育委員会システムから浸透していかざるを得ないと言う訳ですね。

田良島 これはもう文部科学省関連、それから法律にそう書いてあると。つまり、文化庁の文化財行政のルートというのは、基本的に都道府県教育委員会であるということが法律で定められておりますので、これは外せない。

季武 その調査は完了したんですか。

田良島 いえ、これはまだ頭のなかで考えている段階で、まだ具体化しておりません。これから企画する段階です。

伊藤 それだけでもやれば、ある程度は把握できると思えますけれども。知事直轄部局で、たとえば県史編纂をやっていると。そうすると、編纂室でたくさん史料を集積して持っているという場合は、引っ掛かってこないということになりますね。

田良島 そうですね。これはそういう状況も予め調べた上で、できるだけ網を広げると。

伊藤 要望しておけばいいわけですね。

田良島 まずいちばんベーシックなところというのは、できるだけ押さえてあります。それと、こういう情報というのはたいがい灰色文献といわれる、流通しにくい情報ですの

で、そのへんを集約して再度流すというだけでも、ある程度歓迎をされるのではないかと
いうふうに、私としては目論んではいるんですけども。

伊藤 そうですね。だいたいどこでもあまり重視されておられませんので、文化庁から言っ
てきたと言え、それはある程度効果はあると思うんですね。

田良島 そのへんはできるだけ、既存の行政ルートを活用できるものはしようと思ってい
ます。

伊藤 国の施設については、あまり？ たとえば、国立大学だって違いますよね。

田良島 そうなんですね。基本的に行政ルートが違いますので、はっきりいっていまはお
願い以上のことはできないですし。

伊藤 でも、お願いはしなきゃいかんですよね。

田良島 ある程度はいたしました。それから、最近は大きな国立大学は資料室をお持ちで
あったりということがありますけれども、ただ、いずれにしましても教育委員会の場合で
すと窓口が極めてはっきりしておりますので、そういう意味では気がねなく、事務的に
お願いができるんですけれども、大学等になりますと、どこを窓口にするかということだけ
でも考えてしまいますので。

小池 でも国立大学の場合に、東大のように資料館みたいなをつくったところがありま
すよね。これは直接的に文化財だという形で話はできないんですか。

田良島 それはお話をすれば、ご理解さえいただければたぶん大丈夫だろうと思うんです
けれども。

伊藤 僕らのいまやってる仕事とほとんど同じことをやるわけだ。

田良島 そういう意味でいうと、すでにもうあるものについては二重に調査対象が、「ま
た来たのか」ということは言われたくないですから。

伊藤 ただ実際問題、僕らもアンケートをやったでしょう。史料所蔵機関をとにかくピッ
クアップしてね。それでアンケートに答えていただいて現地に実際に行ってみると、ずい
ぶん違ふと。もっとたくさん持っている。「じつは、内緒の話ですが、こういうものもあ
ります」というふうなことでしてね。現地に行ってみないとわからないですね。

田良島 それは本当にその通りで、私どもも現場の調査はある程度行っておりますので、
行ってみると意外なものがゾロゾロと出てくるというのはよくわかります。

伊藤 でも、手足になる部分というのはあまりないわけですか。手足は、各地の教育委員
会と。

田良島 教育委員会にやっていただくということですよ。

伊藤 教育委員会で熱心にやってくれる人がいれば。

田良島 これも、体制の整っているところと、ちょっとなかなか大変というところとあり
ますので。

伊藤 それは、市町村の教育委員会までずっと系統的に行くわけですね。

田良島 はい。たとえばどこそこ市の博物館にということであれば、何とか市の教育委員
会でという形になります。

小池 ただ、いまの地方公共団体が、じつは町村合併でなくなりつつあります。そうする

と、こういうものの管轄って非常にいい加減になります。往々にして、町村合併の過程で史料がなくなりますでしょう。まず文化財保護という立場からすると、いまみたいに町村合併がこれだけ急激に進んでいる、3000が1000になるという状況のなかで、やはり早急にやらなきゃいけないことは、そこの保存なのではないかな、という気がするんですけどね。

田良島 文書ですか。

小池 文書という立場からですが。そのほうが、いわゆる文化財保護という立場からしてもいいのではないかなと思います。

田良島 文化財の場合は、いま言いましたようにある程度時代の縛りというものもありますので、新しくなると基本的に、いわゆる情報公開の枠組みのなかで処理をするということに、現在の文書管理行政のなかで処理をするということがありますので、そこまではこちらとしては踏み込めないで。

小池 ただ、地方市町村の改編の過程で何を捨てるかということ、歴史史料を捨てるわけでしょう。それが現状ですから、それを先行きを見越して、歴史史料に関して町村合併の過程で保存していく。そのようなことを考えるのが、まず歴史史料を文化財として考えた場合、文化庁としてはやれる範囲。教育委員会という組織を使つての範囲でしょうけれども、ある程度できるのではないのでしょうか。できないかなあ。

伊藤 ちょっと難しいのではないのでしょうか。結局、僕が最初に聞いた、こちらで調査をして指定をしていくのか、それとも申請によってするのかということと非常に関わってくるわけですけども、本当に全国的なネットの情報収集システムがない場合は、それは非常に難しいし。教育委員会が把握できない範囲、つまり国の機関とか、大学なんかもそのなかのひとつですけども、それから公益法人等が所蔵しているものについて、調査はなかなか難しいと思うんですね。

小池 文化庁では無理かもしれませんね。

伊藤 だから、そのシステムは教育委員会が把握できる範囲ということに限定されるというものなのかなと。

小池 でも、町史編纂とか市史編纂とか、編纂過程で収集した文書というものは、多くはだいたい教育委員会の下に作られますから。

伊藤 教育委員会系統は多いですけどね。だけど、教育委員会系統だと非常にやりにくいというので、最近では知事部局とかね。総務関係にぶら下がるという例が非常に多いんですね。

田良島 地方自治体の枠のなかにある限りは、何とかなるかというぐらいのところなんですけれども。

伊藤 それが実際、現地に行ってみると、同じ市のなかで市史編纂は市の総務部にくっついていて、片方は教育委員会系統だと。全然交流がないんですよ。同じ建物のなかにいるのに、相手が何を持っているのかわからないという形ですよ。

有馬 県史編纂室と公文書館が仲が悪いというのはよくありますからね。だから小池君が言った話というのは、本来的というと公文書館法がきちっと押さえれば、その領域の

問題であるということにたぶんなるわけですね。そこで今日、お話を伺って、文化財保護という概念と、これは棲み分けというふうに考えたほうがいいのか、そこがなかなか難しいところだと思うんですけども。非常に具体的な話でいうと、公文録は国の重文に指定されているわけですけども、同様に各県なり何なりが持っている古い公文書というのがあるわけですね。これ、全体としていうと非常に残りが悪いので、たまさか非常にいい状態でといますか、散逸している率が低いケースでは、その全体の体系といますか、それ自体が非常に貴重であるという問題がある。古い、明治期の公文書がたくさん残っているというだけではなくて、一応ある体系性をもって保存されているということ自体、意味があるわけです。具体的には、自分が直接関係した宮崎県庁文書を想定しているわけですけども、そういうケースがあるだろうと思うんですね。

そうすると、そういうのはどこの県でもちゃんと残しておけば、別に特定の県を取り上げて騒ぐような話ではないので、要するにどこにもある役所の文書ですということになるわけですけども、日本の現状ではそれは大変に珍しいケースだということに、おそくなるであろうと思いますね。そうすると、地元にはやっぱり将来的には文化財指定という要望もあるわけですね。これも、さっきの公文書館法もしくは公文書館的な施設の関連で、そういうものがちゃんとしていけば別になくなったりはしないよと言えるところもあるわけですけども、現実には、指定されるということが県に対してある圧力として働くケースがたぶん出てくるだろうと思うんです。

そこらへんは何らか現状で、多少の情報をお持ちとか、想定されて対処する方向性をお考えになってるということがありますか。たとえば非常に具体的にいうと、宮崎の場合などは目で見ただけで現用までつながっているんですね。廃藩置県直後から。そうすると、たとえば現実に指定という考え方になった時に、どこかで切るのか、とりあえず明治期はやりましょうとか、あるいは明治ゼロ年代の県の公文書がこんなにいっぱい残ってるのは珍しいからそこだけやりましょうとか、そういう発想になっていくのか、あるいはもう少し違う考え方があるのか。そのへんはどうなんでしょうか。

田良島 それもだいたいご指摘の通りだと思います。県レベルの公文書、明治以来の公文書については、いちおう私ども現状を大方のところ把握はしております。把握しておりますと言っても、だいたいこれがいつ頃からいつ頃までであるという程度のことでですけども。

伊藤 それはだけど、どういう形で把握したわけですか。

田良島 これは、個別にお問い合わせができる場所はお問い合わせしております。ただ、まだ現用である文書については、おっしゃる通りでして、公文書館等に入っている分を中心にとということなんですけれども。基本的には、いつ何をというふうにここで申し上げるわけにはまいりませんが、これも将来的には重要文化財になるものが当然出てくるだろうと。それともうひとつは、重要文化財になるということによって、近代の行政文書というものが保存に値し、かつ歴史的な史料として意味があるんだということを、社会的にアピールする素材になるだろうということで、これから準備と言いますか、仕事は進めたいというふうに思っています。ですから、できるだけ前向きな方向で。

ひとつ難しいのは、ご指摘の通り、現用までつながっているケースというのはけっこう

ありますし、まだ総務部が抱えていて、いわゆる文化財として枯れていないとでも申しませうか、そういう意味での文化財として利用できる状況にまだないと。たとえば公文書館があって、そこにある程度までは移管をされているということであれば、そこでバサッと切るという話は比較的しやすいんですけども、明治からずっと最近までつながっているということになると、じゃあここまでというのは非常にやりにくい話です。また施設の、総務部の地下倉庫ですよというのでは、ちょっと気の毒だなということになりますので、そのへんはそれぞれの条件を考えて対処したいというふうに思っていますけれども。

伊藤 われわれも調査をいろいろしていますが、つまりそちらと情報交換ができるかどうかというね。

田良島 それほど私どももディープな情報を持っているわけではありません。

富坂 本当に刊行されている程度のものですから。

田良島 基本的に公開情報をまとめたぐらいのことで、というふうにお考えください。

伊藤 公開情報だけでも、なかなか集まんわけですよ。だから、いろいろなところで目録を作っている、その目録を入手することがかなり難しいですからね。だから僕らもなるべく出張して、コピーをとったりしていますけれども、全国各都道府県に行けるだけのあれがないから。アンケートでとった分はわかるんですけども、それ以外はなかなか、現地に行って見てというのはそんなに多くはないんですけどね。

田良島 私どもも、基本的には入手したものもありますけれども、どこそこの文書館とかで調べた内容ぐらいのものですから、現刊行物を持っているかと言われると、それは大したことはないという。

伊藤 県によっては、ずいぶん熱心に公私文書の目録をどんどん出しているところがありますけどね。ある県によってはまったくないというね。僕はこの前、用があって石川県に行ったら、全然何もない。

田良島 石川県は公文書館がないですね。

伊藤 ないんです。それで、「県庁文書はどうなっていますか」と言ったら、「県が持っています」と。それで、『金沢市史』をつくって県庁文書を使っているから、「これ、どうしたの」と言ったら、このためにだけ特にお願ひして見せてもらっているという話でしたから。そういうところもあるんだなと思ったんですけども。秋田県みたいにちゃんと公文書館を持って、かなりの部分が移管されているということもありますしね。どこの文書館でも、それから市史編纂や県史編纂や何かでやっていると、みんなとにかく熱心な人が一所懸命やっていると、だいたい行政の上のほうはあまり理解がなくて、予算はつけないうわ、人員はすぐ首を切るわ、本当に惨憺たる状態だなというふうに、あちこち回って見てそう思いますね。それをバックアップできるような体制がないと、文化財指定どころじゃないんじゃないかと。

田良島 その通りだと思います。実際のところ指定ということになっても、指定はしたがあと何もできないというのでは、指定の実自体が問われかねませんので、ちょっと前後逆のようですけども、保存の体制が整わないと指定ができないという、妙な話ですが。

伊藤 逆のような気もするんですけどね。たとえば、かなり大事なものを持ってるなどという大雑把な検討がついた時に、そこで整理費と言いますか、目録を作る補助金を出してやって、そういう成果を集めていくということも、できるんじゃないかなと。

田良島 じつは、先ほどちょっと説明をいたしましたけど、こういうもの（補助金）を出して使っているの、正直なところ大変少ないのでお恥ずかしいんですけども、地方公共団体が使えるものとしては、この枠で。補助金で4000万ですから、事業費ベースで8000万ということで、わずかな額なんですけれども。毎年20事業ぐらいしていることになりますけどね。ただ、これまでは比較的伝統的な文化財が対象になってきましたので、これから近代に関してご要望が多いという話であれば、こちらとしては増やそうという有力な動機にはなるわけなんです。

伊藤 先ほどのリストのなかにはありました京都の岩倉ですけども、これは岩倉公旧蹟保存会がリストを作ったわけですか。

田良島 これは手続きとしましては、まずは保存会がお持ちの目録を元にしまして。かなり古いものだったと思うんですけども。

富坂 これは、昭和の初めから何回かに渡って文庫を整理された時がありまして、その度——と言いましても2度か3度でしたけれども、目録を作ったと。近年になって、それら目録を参考にされて、あそこの文庫の目録を商業ベースで出版されたんですね。

伊藤 あ、そうですか。マイクロフィルムにした時か。

富坂 そうです。そういうのが出まして、実際に現物と比べてみると、結果としてあれは使い物にならんということがわかったんですけども（笑）。

伊藤 それはどういう意味ですか。抜けがあるという意味ですか。

富坂 とうか、配列等が、文庫で整理されている配列手段と、3冊本になってマイクロフィルムで目録を作ったんですが、あれは主体を自分たちで決めてコマ撮りでこういう順番に撮っていったらという感じなんですよね。われわれは文化財の目録に対しては、現状をそのまま反映してもらっているというのが目録のあり方であるというふうに考えていますから、そういう意味では非常に恣意的な選択がなされているということと。

伊藤 あれについているナンバーと、それから向こうの……

富坂 合わないのがあります。

田良島 目録から現物を当たれないということにして、ちょっと困りました（笑）。

伊藤 それはまいったな（笑）。

富坂 非常に困りました。そういったことが何回か経緯があって、整理されていたということもあって。まったくベースになるものがゼロであったわけではなかったわけですね。だからこそ、できた。

伊藤 最終的に指定する時は、完全目録をお作りになった？

田良島 作りました。

伊藤 それはどちらが作ったんですか。

田良島 私どもです。

梶田 その目録はいまあるんですか。

田良島 あります。

梶田 出版されたものですか。

田良島 内部用ですけども、よろしければ一部、お出しします。

伊藤 ありがとうございます。僕がさっき言ったのは、そういうことになるんじゃないかなというね。

田良島 じつは北泉社のマイクロフィルムについての目録というのも結局、原形態というものに対する配慮に欠けてるといえるか、大変機械的な目録になっていまして、それでちょっと苦労したと。そのまま写せば済むかと思ったんですけども、そういかなかったという経緯があります。そのへん、これはちょっと近代の方への批判になってしまうのかもしれないですけども、伝来形態というものに対してちょっと無頓着なところがあるのではないかという印象を受けました。

小池 それはありますよね。

伊藤 あそこはだけど、歴史の専門家がやってたんじゃないんでしょう？

富坂 以前に作られたものですか。ちょっと先生の名前は忘れちゃったけれども。

田良島 古いほうは、三浦周行かな。

伊藤 近代の専門家じゃないでしょ。

田良島 おそらく、誰か京大から人が出たんだろうと思うんですけども。

富坂 ただ、素人の方がお作りになったというわけではないですけどね。

伊藤 まったくの素人ではできないだろうと思いますけれども。

田良島 一応、量的には私どもで何とか。私ども担当者と、それから若干地元の府教委とかにご協力いただきましたけれども、それで1週間……もっとやったかな。

富坂 ふた夏、何日かずつとってやりました。

伊藤 申請主義でいけば、そうはならないわけですね。

田良島 目録を完備してくださいということで。

伊藤 言うわけですよ。完備してくださいというと、これはこっちで指定したいと思えば、そこに資金を流さないといかんということになるわけですね。

田良島 そうですね。

伊藤 そのへんが非常に難しいなと思うんですけども。

田良島 時々やるやり方としましては、いずれはこれは重要文化財になるだろうというものについては、地方公共団体に動いていただきまして、先ほど言いました補助事業の部分で総合目録というのを作成していただくと。それででき上がったところで重要文化財に指定をするという形でやっているものも、そこそこの数あります。地元としては、5割負担をしてもいずれは最終的に重要文化財で返ってくれば、それなりにご納得はいただけますので。こういうやり方ということもあります。

伊藤 だんだん具体的なイメージが湧いてきた。京都の国立博物館の坂本龍馬なんていうのは、向こうが目録を作ったわけですか。

富坂 この場合は、申し送りのひとつでして、すでに10年、20年前から所在がわかっていて。数は限られておりますので。

伊藤 点数にしてそんなに大した点数じゃないんですか。

富坂 そんな大した点数ではないです。2、3日、3泊4日ぐらいで行けば、全部把握ができるというぐらいでございまして。文化財の指定というのは、ここに田良島が用意してきました以外にも、前近代のものも含めまして歴史史料だけで110件ぐらいあると。これは、保護法等、頭から今日説明してまいりましたけれども、はっきり申しまして建前だけでは物事は進まない。いろんなその時の社会状況とか政治状況とか、あるいはもっと言ったら財政上の状況とかいうものを反映して、なおかつこちらの求めているもの、社会がいま求めているものをわれわれなりに判断した結果、やっているわけであって、そういう意味で言われると、これは日本の歴史、文化の象徴と胸を張って言えるかということ、それぞれの物件としてはそうではあるけれども、多分に政治的な意図が含まれているというのは事実です。それは間違いございません。

ただ、先ほどの岩倉具視の話に戻りますけれども、あれができたというのは、先ほど田良島が、教育委員会を通じての作業の方法ができないかということを申し上げましたが、それは京都だからできたという部分があるんですね。と言いますのは、ご承知のように教育委員会のなかにも文化財課がございまして、そこで私ども絵画、彫刻から始まって、歴史史料というような美術工芸を扱う部門、それから建造物を扱う部門、それから天然記念物を扱う部門、それから民俗文化財を扱う部門、それぞれ文化財としてあります。それらのものをちゃんと面倒みられるだけの専門職員を配置している都道府県が全国にどれぐらいあるかといったら、これはもうほとんどないというのが実情です。京都府にしても、美術工芸品の担当者は2人しかいない。これが現状ですね。その京都府が、いまのところいちばん進んでいる。地方自治体の文化財行政としてはいちばん進んでいる京都府でさえそういう状態です。

だから、これはまだ内部の会議の議論ですが、文化庁としてはまず教育委員会の人員配置を確保する。そのためにどういう働きかけができるのかという議論をいましている最中なんですね。私ども、文化庁のなかだけではなくて、委員会をいくつかつくりまして、外からも先生を招いていただいてやっている最中なんです。まずわれわれがお願いするのは、先ほど田良島が申しましたように、法体系の筋から言いますと教育委員会になると。その教育委員会の足腰をしっかりしていただくというような趣旨の提言を、いまやってる最中です。だから、現状で先ほど言いましたようなやり方でやるというのは、非常に各都道府県に対してご無理を強いてるということなんです。われわれもそれをわかって、やらざるを得ないところもあるんですけども、現状はそういうことです。

田良島 数物になればなるほど、要は地元の負担というのが大きくなるわけですので、私どもが直接手を下して調査をして指定ができるというものは限られているわけで、そこから先にやろうと思うと、いま言ったように補助金を交付してある程度の調査をまとめていただくというようなやり方になるわけです。

伊藤 それで、ちゃんと補助金を出したってできないところだっただくさんあるわけですから（笑）。

有馬 たとえば、私の周辺で言うと柳川の立花家文書ですけども、これは大丈夫です、

ちゃんとやっていますからね(笑)。つまり、立花家文書の場合もさっきの岩倉と同じように、すでに何度か調査がなされていて、一定の目録はできていて、しかしあれも修正しなければいけないらしいんですが、とにかくそういうレベルのものですね。そのレベルの調査の助成より、もう一歩手前の段階で考えて、つまり情報収集というところで考えた時に、基本的には所在調査そのもの、どのような文書がどこにあるのかという情報そのものの集積というのが、かなり大きな意味を持つてくるのではないか。その場合に、それが情報として役立つためには、すべて完全な目録がなければいけないと言いだしたらこれは大変なことです。その手前でなおかつ情報として意味があるためには、どういう人物、組織に関わるどういう史料がありますという、言ってみれば簡潔なアブストラクトがついていけば、非常に情報価値が高いわけですね。ただ、そのアブストラクトを書けるというのがなかなか大変なことなだけけれども。つまり、そのレベルのことができるという受皿があれば、それに対して助成が可能になる。目録を作る助成だって、受皿があればいいわけです。文化庁が直接おやりになるんでなければ、あるレベルの受皿がなければそれはできないし、助成も出せないわけでしょうから、受皿があればということが前提ですけれども、そのレベルの調査にたとえば助成を出していくというようなことも、考え方としては成り立つのではないかなと。

伊藤 文化財というよりも、文化行政全体の問題で考えていただかないと、文化財保護だけではやっぱり無理でしょうね。

田良島 そうですね。博物館との関わりというのもありますし、かなり広い仕事になると思いますので。いまご指摘いただいたようなことは確かにその通りなので、文書に関するディスクリプションができるということ自体がかなりな能力ですので、それを、各地方自治体にやってもらってどれだけの精度のあるものが出てくるかという問題になります。これは言っても仕方のないことですので。

伊藤 そうですね、出たもので確認する以外に、ちょっと手がないですね。

田良島 多少、大雑把でもいいやというぐらいのつもりで考えていかなければならないかなというふうに思っています。

伊藤 さて、もう6時になりましたので、特にご発言がなければ終わりにしたいと思います。よろしゅうございますか。今日は、どうもありがとうございました。われわれもいままでも文化財保護という観点から歴史史料を見たことがなかったものですから、大変勉強になりました。

田良島 これを機会に、いろいろご指導いただければと思います。

伊藤 こちらこそ、情報交換をよろしく願いいたします。

(終わり)